



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net

URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>



2014年11月14日 [過労死等防止対策推進シンポジウム] への愛知からの参加者

25周年を迎え飛躍の年に

愛知働くもののいのちと健康をまもるセンター理事長 高木 弘巳

あけましておめでとうございます。昨年は過労死等防止対策推進法の制定をはじめ、多くの分野で成果を得ることができました。皆様の努力に感謝します。

総選挙では、自公与党が引き続きの絶対多数勢力となりました。総選挙後、即高浜原発の再稼働へのgoサイン、介護報酬の引き下げ、沖縄新基地建設のゴリ押し、消費税10%の完全実施の表明、憲法改悪など、この3日間だけでも、国民の願いを無視する政策の強行が表明され、大変厳しい年になると思われます。しかし沖縄でみられたように、市民の願いをもとに粘り強く戦い協力すれば、大きな前進を獲得できることも明らかになりました。そして過労死等防止対策推進法が制定されたような事態が、いろいろな分野でも実現する手段も得ることができました。大きな飛躍の年になることを願っています。

今年、健康センターも25周年を迎えます。たくさんの課題が私たちを待っていますが、経験豊かな方とエネルギー豊富な若い方が協力し合って、又職場から新しい人材の参加を得て大きな飛躍を作りたいと思います。

ともに頑張りましょう。今年もよろしくお願いします。

目次は16頁に掲載しています

過労死等防止対策推進シンポジウムに参加して

名古屋過労死を考える家族の会 杉林 和子

2014 年 11 月 14 日、厚生労働省主催で行われた「過労死防止等防止対策推進シンポジウム」に名古屋過労死を考える家族の会から 10 名の仲間と共に参加しました。



過労死家族の会から発言をする寺西笑子さん

会場の厚労省講堂は大きな生花が輝き、職員が一丸となって対応している姿に「ついに過労死防止という文言が入った法律ができた。すごいことだ」と感激しました。

塩崎恭久厚生労働大臣は主催者挨拶で「過労死対策は国の責務。過労死防止には強い使命感を持っている。過重労働の撲滅や働き方の見直し強化を図っている」と発言。さらに川人博弁護士が基調講演で「過労死防止は日本経済健全化の鍵」と話され、過労死等防止対策推進法は社会のあり方に繋がるものと確信しました。

また全国から参加の 8 人の遺族のみなさんからは、夫や息子等を過労で亡くされた無念の発言があり、会場は静まり返り、涙なしには聞けませんでした。

悲しみと苦しみの中から立ち上がり、全国過労死弁護団連絡会議と共に実行委員会を結成し、ついに法律成立を実現したことは本当に素晴らしいことで、全国の皆様と共に喜び合いたいと思います。

愛知の取りくみ

国のシンポジウム開催後の 11 月 22 日午

後、名古屋過労死を考える家族の会主催の「過労死防止を考えるつどい in 名古屋」が、ウインク愛知で開催され、80 名の参加がありました。

開会にあたり「過労死防止基本法制定をめざす超党派議員連盟」に所属する今枝宗一郎衆議院議員が、前日の衆議院解散でお忙しいにもかかわらず駆けつけ、「医学生の時から、東京の中原医師の過労死問題に関わった。過労死防止の法律施行はスタートライン、働くことが幸せにつながるように共にがんばっていききたい」と熱い思いを述べられました。

名古屋家族の会の鈴木美穂代表世話人は開会あいさつで、「過労死は残された家族だけでなく、企業にも社会にも大きな損失である。若者の過労死、過労自殺が大変増えているが、働かされ過ぎでいのちを無くすことのないよう、国も自治体も呼びかけてくれるようになった。愛知でも大きな運動につながっていくよう取り組みたい」と、夫の過労死にもふれながら切々と語られました。

第一部の講演は、厚生労働省愛知労働局労働基準部監督課小川裕由監督課長から「労働行政の取り組みー過重労働による健康障害防止のための総合政策」についてパワーポイントや、パンフレット等で労働基準法制について説明がありました。

企業への監督指導は 1 年間に全国で 17 万件、愛知では 8,800 件余となっている。法令違反だけでなく、よりよい職場環境を整えることも監督指導の仕事である。また過労死防止法に沿って、

- ①時間外労働削減協力の要請
- ②若者の使い捨て企業等への重点監督
- ③無料相談ダイヤル
- ④過重労働防止のセミナー開催
- ⑤学生に対し労働基準法等セミナー開催
- ⑥シンポジウム開催

と多岐にわたっているとお話があり、「過労死の無い社会、過労死防止推進はみなさんと同じ目的です」と力強く締めくくりました。



パワーポイントを使い、具体例を挙げながら講演をされる岩井弁護士

第二部は岩井羊一弁護士の講演「なくそう過労死 まもろう労働基準法」と題して過労死や精神疾患の認定基準、認定の推移など具体例を上げながら説明されました。

過労死防止法は過労死等を定義（法2条）したこと、国の責務を明記し、政府は過労死等防止のための対策に関する大綱を定めなければならないこと、推進協議会の設置、調査研究を踏まえ国が措置をすると法律に定められたことは重要である。そして国は過労死防止をするという観点からいろいろな施策を出していくことになること、法律の仕組みについて分かり易く解説していただきました。

第三部は名古屋過労死を考える家族の会から、ソフトバンク過労自殺事件の小出典子さん、メイコウアドヴァンス過労自殺事件の原田美和さんから、残された遺族の苦しみを涙ながらに訴えられました。また鳥居裁判支援の杉林信由紀さんから教職員の過酷な勤務実態が報告されました。

最後に全国過労死弁護団連絡会議 代表幹事の水野幹夫弁護士は、愛知労働局の小川裕由課長が休日にも関わらず講演して下さったことに感謝を述べ、過重労働防止という点で監督課とは一致しており、協力し合っていきたいと挨拶されました。さらに過労死防止法制定について家族の会の奮闘

をたたえると共に、運動というのは要求のあるものが立ちあがって社会を変えていくと述べ、この法律を実効性のあるものにするため今後とも力を合わせていこうと呼びかけました。

この集会には衆議院議員の大西健介さんからメッセージが寄せられ、名古屋市会で意見書採択に尽力していただいた山口清明議員から会場発言があり、充実したシンポジウムとなりました。

三重の取り組み

愛知健康センター 宮崎 脩一

12月21日午後1時30分から、四日市市の“じばさん三重（公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター）”で「過労死を考える三重県のつどい」ー過労死等防止対策推進法の施行を受けてーが開催され 28名が参加しました。

主催は名古屋過労死を考える家族の会と過労死弁護団三重で、三重労働局労働基準部長・片倉和弘氏があいさつされました。小貫陽介弁護士から「過労死等防止対策推進法の概要」が説明され、鈴木美穂さんと岩田真由美さんが遺族の経験を報告されました。報告に参加者は大きな感銘を受け、運動の継続を誓いました。



三重県のつどいで報告をする鈴木美穂さん

<過労死 110 番>

「困ったら 1人で悩まず 先ず電話」

「勤労感謝の日」、長時間労働による過労死の問題などの、無料電話相談を行いました。この取組みは愛知健康センターが、毎年勤労感謝の日にあわせて行っているものです。今年も県内の3か所で行いました。

当日は朝からNHK、東海テレビと名古屋テレビが取材。インタビューでは「実効ある過労死等防止対策推進法にしたい」「職場環境が厳しく、最近は若い世代に自死が増えている」「1人で悩まずに、まずは相談して欲しい」と訴え、お昼のニュース等で報道されました。

翌日までに、名古屋と一宮センターに22件の相談がありました。このうち名古屋のセンターには、職場でパワハラやセクハラを受けてうつ症状となっていて、悩ん



でいる30代の女性の友人から相談がありました。これに対し、医師を紹介した上で、診断を受けるようにとアドバイスしました。また、一宮のセンターでは上司からのパワハラがひどく、朝礼に出させない差別や正座をさせるいじめを受けているとの相談がありました。対応した相談員は被災者とともに労働基準監督署に出向き、指導を求めました。

今回の電話相談を取り組むに当たって、10月15日マスコミ各社に対して「過労死110番」の報道要請を行ったほか、

事務局員が名古屋駅前や金山駅南口などで電話相談を知らせるチラシやティッシュを大量に配布しました。また、自家用車に、「過労死110番」のマグネットステッカーを貼り付けての宣伝も行いました。

アスベスト飛散事故の六番町駅を視察

名古屋市営地下鉄名港線の六番町駅で、2013年12月12～13日のアスベスト除去工事で高い濃度のアスベスト（青石綿）が飛散しました。

事態を重くみた名古屋労災職業病研究会と愛知健康センターが連名で市長や交通局などに対して、乗客、駅員や地域住民の健康調査を要請しました。

その結果、名古屋市はアスベストの専門家5氏に協力を求め、対策の検討会を開催しました。

今回は3回目。事故時の同じ気象条件に合わせて、12月に交通局の案内で、駅の吸排気道など構内を、30余名が視察しました。

ここでは人工的に煙を出す装置や風速計を使って駅構内の空気の流れや風速を測定

し、地上の出入り口から改札口に向かって空気が流れ込んでいることや、ホームでは電車がいってくると空気の流れが変わることが確認されました。事故後に市が行った調査では駅の近くの地上でもアスベストが検出されており、専門家の名古屋市立大学大学院の上島通浩教授は、駅のトイレの換気口を通して地上へ飛散した可能性を指摘しました。

名古屋市交通局の前田貴章営繕課長は「今後、コンピューターによるシミュレーションを行って駅構内の空気の動きを検証したい」と話していました。

今回の視察には愛知健康センターから4名が参加しました。

（関連記事「いのちと健康」ニュース199号に掲載）
事務局長 鈴木 明男

〈総会スローガン〉

今こそすべての働く人に「働きがいのある人間らしい仕事」を！ ストップ！労働者使いすて社会と「戦争する国」づくり

事務局員 山盛 富高

「働くもののいのちと健康を守る全国センター」が結成されて15年、第17回総会が12月6日東京で開催されました。

A4判20ページにわたる「活動方針」（案）を、仲野 智事務局長が、限られた時間で大変分かりやすく説明・提案されました。

安倍政権の暴走による、「戦争をする国づくり」「特定秘密保護法」「アベノミクスによる格差と貧困の拡大」「原発再稼働」等々の、国民生活が脅かされていく中での重要な総会となりました。

「活動方針」（案）の超抜粋

「いの健」運動の観点からは、第2次安倍内閣発足後1年間で、ワーキングプア30万人増。非正規労働者が4割に増加し、女性の非正規率は55.8%の高い数値になっています。また、「岩盤規制を打ち破る」との攻勢や労働法制の破壊に対抗していきます。「過労死・過労自殺」は、認定請求件数の増加が見られるのに、認定率は減少しています。

厚生労働行政下の動向として、2つのトピックスがありました。「過労死等防止対策推進法」の成立と、「泉南アスベスト訴訟」で、国の責任を認めた最高裁判決です。特に、「過労死等防止対策推進法」については、今後毎年11月の「過労死等防止啓発月間」が、マスメディアから注目される取り組みとなるので、「労働法制改悪反対」と併せ「残業代ゼロではなく過労死ゼロ」の世論形成が、重要な位置づけになります。

「全国センター」の活動到達点とこれからの取り組みについては、多種多様な課題があります。次世代育成のための「中央カレッジ」スタートや、労働環境に関する研究者との連携強化、現在28の地方センターを年度内に30を目指す取り組み等々です。

「質疑・討論」

持ち時間7分で20名の発言がありました。鹿児島県の発言者からは、29番目のセンター発足

とのうれしい報告がありました。（後刻、拍手で加入承認されました）。

19番目の発言者、我々が鈴木明男事務局長は、「岩盤規制を打ち破る」論批判・「36協定は、長時間労働の抜け道づくり」と、ヨーロッパの労働時間との比較、スウェーデンでは小学生の内から労働安全衛生委員が生徒の中から選ばれ



発言する鈴木明男事務局長

ているとの、先進性が発言されました。また、新日鐵住金名古屋製鉄所の6回にわたる事故批判と、NHKで放映された三井

化学社員の健康保持対策に対する評価。「過労死110番」・「過労死等防止対策推進法」施行に合わせたイベント開催報告。そして、来春開催予定の「地方センター交流集会」について、担当は愛知センターであるが開催地は岐阜市内、直後に開催される東海セミナーも岐阜で開催予定。その狙いは、岐阜を30番目の地方センターとして発足させることにあり、ユーモアを交えて締めくくられました。



「いの健賞」表彰式（写真左から）

- ・全国過労死を考える家族の会
- ・泉南アスベスト 原告団、弁護団 勝たせる会
- ・じん肺訴訟 なくせじん肺全国キャラバン実行委員会

韓国映画「もう一つの約束」 大企業の労災死に立ち向かった父親の記録

事務局員 吉川 正春

ことの発端

樽松さん（愛労連）から韓国の労災を取り上げた映画の上映を行いたいと話があった。実行委員会準備会に出向くと愛労連や健康センター、労災職業病研究会、東海自治体問題研究所や個人の皆さんが集まった。

東京都と大阪で特別上映が決まっており、監督なども来日するという。その移動日である11月14日（金）に名古屋で行う。労働会館ホールは天井が低く上映不向きなので教育館を借りるなど、とんとん拍子に話が進み、参加団体への宣伝と共に新聞記事でも掲載され当日を迎えた。

“おどろいた” 主人公のモデル本人が会場へ

会場準備し入場者の受付をしていると、記者会見を終えた樽松さん一行が到着。監督や主人公のお父さん（本人）も同行した。俳優でなくモデルになった人が、韓国からやってきたのだ。



主人公のモデル ファン・サンギさん（写真中央）

受け付け前で、パンフレットの宣伝を始めた。あまりにも気さくでどこにでもいるおじいさん。韓国大企業を相手に一步も引かずたたかってきた人とは思えない風貌。海を渡ってやってきたことに驚きを感じた。すぐ握手を求めて歓迎の意を表したが、本人は映画上映が始まるまで参

加者に訴えていた。

上映会には100人を大きく上回る入場者があり、在留韓国人の方なども多く参加いただいた。終了後、パンフ販売の訴えをしていたが、1万円のカンパをする方も見え、大きな関心と呼んだ映画上映会だった。

『超一流企業に入ったはずの娘が白血病に・・・“財閥王国”韓国の闇に挑む父の物語』と称されるように、労災を発生させ、責任を逃れようとする会社と法廷闘争になる。会社が札束で頬をたたき、離脱者が発生することも、困難を乗り越えた先に歓喜の瞬間が訪れる典型的な職業病物語だ。

映画では、被害者に対する激しい懐柔工作がくり広げられる。会社は大金を積み上げ労災申請を阻止しようとする。金目当てだと流布し、周囲から孤立させる。被害者の弟を会社に就職させ家族の分断を図る。会社への抗議行動をあらゆる手段で阻止する。被害者家族を孤立させ、卑劣な手段で事件を抹殺しようとする。

良心を痛めながら黙り込む労働者、次々に病で倒れる事態におびえながら、会社のかん口令の中で悩む仲間たち。孤立したたたかいに加わった「労務士」、協力した医師・弁護士が描かれている。

労働者を使い捨てにする大企業の姿勢は今も昔も、韓国と日本も変わらない。労働者のたたかいを勇気づける映画だ。

さらなる上映が期待される。

「ともにあゆむ裁判」勝利和解できました

梅村 紅美子

4時半から始まった和解協議が終わったのは6時過ぎ。報告集会の会場も弁護士会館で予約してあったのですが、裁判所からも締め出されてしまう時間になったため、裁判所前で簡単に報告をしました。

寒い中、年末のお忙しい中、かけつけてくださったみなさん、ありがとうございました。

和解要旨

「被告は、うつ病発症が業務起因であり、労災認定された事実を真摯に受け止める」

「原告のうつ病の発症について、被告に安全配慮義務違反があったことを認め、謝罪するとともに、その後のうつ病の遷延についても配慮に不十分な面があったことを認め、その責任について重く受け止める」

「被告は原告に対し、本和解の趣旨を職

員に説明するとともに、労災の再発を防止するために、安全衛生法を順守し、職員の労働環境、健康状態の把握およびメンタル疾患の予防に力を尽くすことを約束する」

これらが、和解条項の主な内容です。和解金額も被告が当初提示したよりも高い額を認めさせることができました。もちろん、損害賠償請求額とは桁外れに少ない金額ではありますが、私がこの裁判で一番願ってきたことは勝ち取ることができました。

長い間、支えてきたくださったみなさんに心からの感謝を申し上げます。

勝利報告集会については、年末年始もあり、2月1日に愛知県知事選挙が迫っているため、2月上旬に開きたいと考えています。また、あらためてご案内をさせていただきます。



お知らせ

第3回 健康で働くための 東海セミナーin 岐阜

と き 3月28日(土)午前10時～29日(日)午後4時30分

と ころ ハートフルスクエア 中研修室

特別報告 岐阜市役所職員自死事件の裁判報告

原告 伊藤左紀子

特別報告 過労死等防止推進法が制定・施行されました

過労死弁護団 岩井羊一

記念講演 岐阜大学精神科 植木 啓文医師

各県の報告 (岐阜・静岡・三重・愛知)

意見交換

発達障害の話（１）

精神科医 古水 克明

前回、「次はストレスを生み出している社会的な状況の話を」と書きましたが、ちょっと予定を変更して、今回は「発達障害」の話をさせて下さい。

皆さんは「発達障害」という言葉について、どんな印象をもたれているのでしょうか？ 全然聞いたことがないという人も、大勢いらっしゃることでしょう。「アスペルガー症候群」という言葉はどうでしょう。マスコミで（それもあまり良くない意味で）取り上げられたりしてているので、こちらはなんとなく聞いたことがあるぞ、という方もいらっしゃることでしょう。「ADHD」という言葉はどうでしょうか？ 「アスペルガー症候群」も「ADHD」も、「発達障害」という大きな括りの中に入るものなのです。

では、「発達障害」とはなんなのでしょう？

人間は、赤ん坊から成長して大人になっていく中で、さまざまな能力を獲得していきます。言葉を覚え、歩くことを覚え、自分の周りの人がどんな気持ちでいるか（喜んでいる、怒っている、悲しんでいる…）に気がつけるようになり、将来の予測や計画が立てられるようになり…というように、それまでできなかったことができるようになっていくのです。

皆さんは、自分が言葉をどうやってしゃべれるようになったか、おぼえていらっしゃいますか？ TVをみて、主人公がいま悲しい気持ちになっているんだということが分かるのはなぜだろう、いつからそれが分かるようになったんだろう？ こう聞かれるとたぶん困りますよね。おそらく、努力した覚えはなくて、自然にそうなったとしか言えない、というのが多くの人なのでは



健康センターに訪れ談話する古水先生

ないのでしょうか。それが「発達」というものです。自分を取り巻く環境の中で、年齢を重ねていくと、自然にできるようになるものです。

ところが、そうでない場合があるのです。努力しなくても自然にできるようになるはずのことが、他の多くの人のようにはいかず、苦手な状態で滞ってしまうことがあるのだということがわかってきました。それが、「発達障害」というものです。

例えば、職場で上司から「この書類、適当にファイルしてしまっていて」

こう言われたら、どうしますか？

多くの人は

「はい」と答えて、それほど深く考えることなく、「適当な」ところに書類を入れておくのではないのでしょうか？ しかし、実はこれは、かなり高度なことをやっています。この状況をちょっと詳しくみると、「適当に」というのは、「必要な部分をファイルして」「それにふさわしい」場所に、という意味もあるでしょうが、「あなたの裁量でそれを判断してね」という意味もあり、さらに「そんなに手間をかけずにやってね」という意味も加わっているよ

うです。ひょっとしたら「いつものあそこに入れておいてね」という意図もあるかもしれません。私たちは、この重複した意味をほとんど無意識で受け取って、あるいは、受け取れなかったところは無視して、さほど苦労せずに、指示に従うわけです。

しかし、発達障害のある人には、この指示がたいへんな問題となります。

「適当に」とはどういうことなのか、そこで悩んでしまいます。

どの部分を、どんなふうにファイルすればいいのか？ 何に綴じればいいのか？ しまうのはどこにしまえばいいのか？ さっぱりわかりません。

多くの人は、「あなたの判断でそれをきめていいよ」といった裏の意味を読んでいますので、そう悩まずにぱっぱと済ませてしまうのですが、この裏の意味が読めず、言葉を文字通りにしか受け取れないから、身動きがとれなくなってしまうのです。

本人としては、指示に従おうと必死になっているのですが、考えれば考えるほどわからなくなってしまうのです。

指示した上司から見ると、簡単なことを言いつけたはずなのに、ぜんぜん動き出す気配がない。「おい、こんなことにいつまで時間がかかってるんだよ。お前、やる気が無いのか？」と、誤解され、叱責をうけてしまうことがしばしばあります。やる気が無いのではなく、どうして良いか分からないわけです。この上司の指示が、「この書類を、全部そこにある青いファイルに綴じて、棚のいちばん上の段にしまっておいて」であれば、たぶん、すぐに話はすんでいたでしょう。

発達障害のない人が、なにも意識しないでできてしまうことが、発達障害のある人には簡単にはできない場合がしばしばあるのですが、発達障害のない人にとっては、発達障害のある人がまさかそんなところでひっかかっているとは理解できない。そのため、発達障害のある人は、「要領が悪い」「いくらいっても分からない」「自分勝手、

わがままなヤツ」などと、厳しい目で見られてしまい、つらい思いをすることになります。

このように、誤解されやすく、つらい思いをすることが多い発達障害ですが、はたして、これを「病気」と呼ぶべきなのか、という問題もあるのです。

発達障害のある人の特徴として

- 抽象的な表現が苦手
- 感情が共有できない
- 場の雰囲気が読めない
- こだわりが強い
- 対人関係でしばしば困難を抱える
- 急な変更に対応できなかったり戸惑う
- 何かに集中すると他のことが見えない

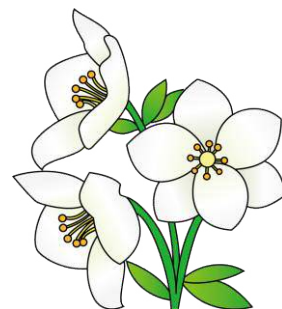
というような項目があるのですが、皆さん、これをみてどうおもわれますか？

「あれ、俺って、けっこう当てはまるんだけど…」って思いませんでしたか？

私も、二、三個は当てはまります。

発達障害的な要素は、実は、だれもが多かれ少なかれ持っていて、「ここから先、発達障害」というような、単純な切れ目はないのです。あくまで、その程度が強く、生きていく上で大きな困難、つらさを引き起こす状態であるとき、それを「発達障害」と診断して、対応していく必要が出てくるわけです。

「発達障害」というものにたいして、何ができるか、どうしていったら良いのかという話は、次回いたします。



組合員差別との闘い

事故の累積を理由に組合員を解雇

全日本港湾労働組合（全港湾）名古屋支部 支部書記長 西脇 敬

今回労安コーナーに執筆という事でご報告させて頂きたいのが、全港湾名古屋支部で闘っております協和陸運不当解雇撤回闘争です。協和陸運株式会社に海上コンテナの運転手として勤めていた全港湾名古屋支部組合員の吉田圭作君が業務上の事故の累積を理由に協和陸運株式会社から解雇されました。

吉田君は自分の責任で事故した件に関しては、就業規則と懲罰規定に則り処分は受けてきました。しかし、事故扱いになっていなかった事故を事故扱いにされたり、全港湾の組合員ではない運転手と同じ事故を吉田君がしたら吉田君にだけ処分が重かったりと、労働組合法第7条の不利益扱いによる不当労働行為にあたります。その期限の無い重い処分を受けている最中に団体交渉で、処分が重いので軽減するか期限を設ける様にと要求したところ、2週間後に会社は吉田君に解雇予告通知を出して来ました。今度は不誠実団交による不当労働行為です。事故の内容としましては、誘導員に誘導指示されていた時に起きた物損事故が有るのですが、最初は「誘導員の指示に従い走行していたので、誰がやっても起こりうる事故だ。」と会社は言い事故扱いにしませんでした。しかし、吉田君が全港湾に加入すると事故扱いにしてきました。その他の事故では、海上コンテナを載せトラックでけん引するシャ

ーシと言う車両があります、そのシャーシの老朽化により起こった物損事故です。吉田君以外の運転手が事故をしても吉田君程重い処分はされません。もしくは、事故扱いになっていない件もあります。吉田君以外の運転手は交通事故で人身事故を起こしたり、業務中に窃盗をしている運転手もいます。それなのに、他の運転手には処分がされず吉田君だけ重い処分を科せられています。

現在は地位保全仮処分事件として名古屋地裁で争っています。会社のは、「短期間（2年間）に5件の事故を起こしたので運転手として業務の向上も見受けられないので解雇だ」と主張しております。しかし、事故扱いになっていなかった事故の件や、全港湾の組合員では無い運転手が起こした事故の被害額や吉田君との処分の件での整合性を反論し、全港湾に対する組合嫌悪による不当労働行為を訴えています。労働



全港湾で活躍する西脇氏

者がこんなにも簡単に解雇されるのは間違っています。全港湾名古屋支部としましては、労働者の雇用と生活を守り、安心安全に働ける職場を作って行ける様に闘っています。

最後になりましたが、私は全日本港湾労働組合（全港湾）名古屋支部で支部書記長を2014年度から担っております。まだまだ若輩者ですが未来の労働者の為に粉骨砕身で頑張っていきたいです。

地裁勝利判決を踏襲、会社側控訴棄却！

愛知県中央信組・鈴木損害賠償請求裁判

金融労連・全国金融産業労働組合

(金融ユニオン) 事務局 脇田 勇



勝利報告集会で鈴木（右）さん

12月11日午後4時に、名古屋高裁で控訴審勝利判決がありました。愛労連副議長をはじめ多くのご支援いただく皆さまなどで、傍聴席は満席状態のなか、主文が読み上げられました。

「本件訴訟及び本件附帯控訴をいずれも棄却する」、「よって1審判決の411万9,328円の損害賠償を認容する」と、名古屋地裁岡崎支部の判決を維持することができました。

うつ病から職場復帰後の大幅賃下げや降格人事などをめぐっての、私たち金融ユニオンとの団体交渉を突然打ち切って、「これ以上は、裁判で決着をつける」と「債務不存在確認請求」の提訴を行うという、異例な裁判でした。

鈴木さんは、賃金や損害賠償の支払いを求めて反訴し、2014年2月19日、名古屋地裁岡崎支部は「安全配慮義務違反」を認め、損害賠償を命じました。しかし、愛知県中央信組は、判決内容を不服として控訴したため、鈴木さんも地裁判決の不十分さを補充すべく、附帯控訴して争ってきました。

判決後の報告集会で、中谷弁護士は「岡崎地裁の1審判決が維持され、最低限のものは確保できた勝利判決」と、報告されました。鈴木さんは、「判決を聞いて嬉しく思います。会社への要請行動や支店・駅頭でのビラ配布、要請ファックスや要請ハガキなど、ご支援のたまものだと思います。会社の対応は不明ですが、ほっとして生きて行けます。本当にありがとうございました。」と挨拶をしました。翌日には、金融労連から全国信用組合中央協会（全信中協）に対して、控訴審判決の内容を伝え、業界としても早急に争議を解決するよう求めました。また、16日には愛知県中央信組本店を訪問して、「控訴棄却され、1審判決が維持された。上告することなく話し合いにより解決すべき」と要請しました。今後の対応については、弁護団とも協議いたします。皆様のこれまでのご支援に、心より感謝いたします。



吉田さん労災認定される

会社が「補助参加」として控訴



弁護士 仲松 大樹

吉田祐二さんは、自動車部品メーカーであるアイシン機工株式会社（以下「会社」という）でエンジンカバー加工等の作業に7年間従事しましたところ、両手首にコーヒークップも支えられないほどの痛みを生じ、休職を余儀なくされました。

吉田さんは、その直後から療養補償給付申請及び休業補償給付申請を行いました。いづれも不支給となりました。そこで、吉田さんは、これの取り消しを求め、名古屋地方裁判所に訴えを提起しました（なお、会社は、吉田さんを休職期間満了に伴う自然退職扱いとしたため、同社との間で地位確認及び損害賠償を求める訴訟も係属していますが、本稿では、紙幅の関係上先行して審理されている取消訴訟についてのべます）。

吉田さんの手関節の損傷は労災である

吉田さんの手関節の損傷の原因となったと考えられるのは、接着剤が一部に塗布された直径約6ミリの円筒状の「スタットボルト」を、機械でねじ込む準備として、手で仮にねじ込むという作業です。吉田さんの周囲には、この作業に従事した結果、同様の関節の痛みを訴える労働者が続出しています。

また、仮締め作業の再現実験では、被験者全員が吉田さんと同じ個所に痛みを訴えました。加えて、この実験により、仮締め作業に必要な力は、アメリカのワシントン州における基準の大幅に超えるものであることも明らかになりました。

2014年3月18日、名古屋地方裁判所は、仮締め作業のための手首の回内・回外運動の負荷及び作業頻度・量を検討したうえ、同作業が、吉田さんの右手関節に生じた損傷の発症につき相対的に有力な原因になったとして、右手首にかかる不支給決定を取り消し

しました。一方、左手首については、証拠上吉田さんが左手で仮締め作業をしていたことを認定できないとして、請求を棄却しました。

第一審判決は、仮締め作業の負荷をきちんと検討し、右手間接について業務起因性を認めた点は評価できます。しかし、左手関節に生じた損傷については、吉田さんが損傷を生じた右手をかばって左手で作業せざるを得なかったという事実を見落とし、それゆえ判断を誤ったというほかありません。

また吉田さんは、現在も治療継続を余儀なくされています。そこで、不十分であっても療養・休業保障給付を受けられる地位を確定するため、積極的に控訴はしないという方針を立てました。一方、国側も積極的に控訴は行わない様子でした。

ところが、控訴期限最終日、これまで取消し訴訟の進行を追認する形で地位確認訴訟を進行させていた会社が、突如として取消訴訟への補助参加（国側）を申し立て、名古屋高等裁判所に控訴しました。そして、裁判所は半年間に及ぶ検討期間の後、吉田さんについて労災が認められると次々年度以降同社が納める保険料が増額される可能性があるとして、同社の補助参加を認めました。

高裁で完全勝利を

この名古屋高等裁判所の判断は、会社を不当に利し、吉田さんの救済をスポイルするものというほかありません。しかし、吉田さんは、これに対する異議をのべていたずらに訴訟の長期化をまねくより、この機会に第一審の誤謬をただすことを目指すべきと考え、あえて補助参加決定を受け入れ、附帯控訴をしました。我々は、高裁では完全勝訴を勝ち取り、会社にきちんと責任を果たさせたいと考えています。

安全で健康的な職場作りをめざして

事務局員 近森 泰彦

11月29日、兵庫勤労市民センターにて開催、
下記の報告をもとに意見交換を行いました。
今回は2015年春浜松で行う予定です。

- ① 「労働者のメンタルヘルス—大阪での事例研究会から—」
- ② 「原発での放射能障害で労災認定」
- ③ 「半導体産業の事業再構築とルネサス」
- ④ 「公務職場の非正規と働き方」
- ⑤ 「ブラック企業と労働者」

当研究会は労働者と研究者が協力して
1990年5月にはじめた「立ち作業研究会」が
もとになり、設立25年目になります。此の間、
愛知で三度開催しました。労働組合運動が低
迷し大企業の職場が空白になるなか健康セン
ターの役割が問われています。各地の先進的
な経験を参考にすることも大事な取り組みだ
と思います。

*大阪での取り組み

大阪では「労働健康安全センター」と連携
した「大阪労災職業病対策連絡会議」があり
ます。(全国センター機関誌『働くもののいの
ちと健康』末尾ネットワークに掲載あります)
本年41年を迎えた大阪労災職業病対策会議
の事務局長を務める藤野さん(大学教員)が
大阪メンタルヘルス事例研究会の取り組みを
報告されました。「労働と健康」を隔月ごと
に発行し続けてこられた努力に頭がさがります。
このメンタルヘルス研究会は精神科の医師、
研究者、労働者の共同で運営しています。愛
知での活動に参考になるとと思います。

*リストラ進む電機産業・・・ルネサスの例

日本の電器産業は2000年の国内生産26兆
円がピークでその後低迷をつづけ2013年に
11兆円まで低下しました。日本の半導体産業

は大手電機の部品供給を目的にしてきました。
この技術を生かし製品を開発する点で後れを
取りこの克服ができずにいるところが主たる
原因とみられています。ルネサスは日本の大
手電機メーカーが寄り集まって再興をめざし
て立ち上げた企業であるがその後も海外との
競争に負け続けています。4年前に48000人
いた従業員は現在24000人余、しかも引き続
きリストラを強行しています。電機産業で起
きている問題は鉄鋼など伝統的な物づくり産
業にも通じる事態ではないでしょうか。自動
車産業は国内から海外へ生産拠点を移し空洞
化の先導役を務めています。安倍内閣が「円
安」を誘導しても輸出回復が期待できないば
かりか逆に物価の値上ががらしを直撃してい
ます。

*隠される原発労働者の被曝

関西電力原発で30年にわたって炉心部な
ど高濃度域で補修作業に従事してきたAさん
からお話を伺うことができました。30万人を
超す労働者が働いてきましたがこれまで労災
認定を受けたのは13人のみです。Aさんも
ガンに侵されていますが自身が従事した仕事、
環境、被曝のこと、自分と同じ仕事をしてき
た(いる)仲間には病気になっている人がい
る、などリアルに語ってくれました。秘密保
護法の施行で原発労働者の実態が今以上に隠
されることになりそうです。

労働負担研の活動を健康センターの運動の
一環としてもっと日常的なものにできればと
思っています。



いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。
公正で道理ある判決を求めています。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

鳥居裁判一最高裁 豊橋市中学教員 学園祭中に倒れ、公災認定請求 12月19日(金) 最高裁への要請行動	豊田通商過労自死事件一名古屋地裁 身体障害1級 単身赴任転勤悩み自死 会社の謝罪求め損害賠償請求 2月9日(月)11:00 進行協議 201号法廷
県信用組合鈴木一名古屋高裁, 地裁 名古屋高裁は損害賠償 地裁うつ病労災認定請求 12月16日(火) 地裁判決(労災) 敗訴 12月11日(木) 高裁判決(損賠) 地裁判決維持 (安全配慮義務違反認める)	岐阜市役所伊藤事件一岐阜地裁 上司のパワハラによる自死 公災認定請求 2月9日(月)15:00 弁論 岐阜地裁301号法廷
レストラン霞 監禁賃金不払い事件一名古屋地裁 ネパール人ヒラ、タラ不払い賃金請求 11月27日(木) 地裁判決 勝訴 被告控訴	青果会社パワハラ自死事件-名古屋地裁 パワハラを認め労災認定、損害賠償請求 2月13日(金) 13:10 弁論 11階法廷
新日鉄住金名古屋人権裁判一名古屋高裁 労働者の労災付加給付、差別の改善を求めた裁判 1月21日(水)16:00手塚思想差別裁判弁論10階法廷 2月13日(金)16:00鳴海障がい者裁判弁論10階法廷	三輪過労死事件-名古屋地裁 テー・エス・シー 長時間過密労働死 労災認定請求 2月25日(水)11:00 弁論 11階法廷
ピザ宅配業務過労死事件-津地裁 四日市支部 月100時間労働労災認定、謝罪を求め損害賠償請求 1月15日(水)津地裁四日市支部 和解協議	岡崎商業高校風岡事件-名古屋地裁 長時間過密労働で死亡 公災認定請求 2月9日(月)13:30 弁論 11階法廷
吉田裁判一名古屋地裁・高裁 アイシン 腱鞘炎で労災認定請求、解雇損賠請求 1月27日(火)10:30 弁論 11階法廷 2月3日(火)11:30 弁論 10階法廷	パワハラ自死事件一名古屋地裁 寺井土木取締役、パワハラで自死 労災認定請求 12月24日(木)11:30 争点整理 201号法廷
高比良裁判一名古屋地裁 デンソー労働者労災認定、会社に損害賠償請求 1月27日(火)11:30 弁論 11階法廷	市バス運転士山田事件一名古屋地裁 職場のパワハラで自死、公災認定請求 3月30日(月)13:00 判決 11階法廷
足場材会社 過労死損害賠償請求事件一名古屋高裁 労災は認定。会社の謝罪求めて損害賠償請求 2月2日(月)13:10 名古屋高裁 進行協議	梅村うつ病退職 損害賠償事件一名古屋地裁 うつ病は労災認定・損害賠償請求 12月22日(月) 名古屋地裁 勝利和解



若い仲間と突っ込んだ話を

名古屋水道労働組合 佐賀 達也

有りがたいことに、職場に若い仲間がずいぶんと増えた。

私の職場は名古屋市上下水道局、そして名古屋水道労働組合（名水労）の役員を長くやらせてもらっている。

こんなご時世に、公務員試験をパスした若者はいわゆる「勝ち組」に分類される恵まれた若者たちだと私自身思っていた。でも、実態は必ずしもそうではなかった。私はそこから見誤ってしまっていた。

この春、相次いで若い仲間を自死ということにより失った。

理由はともあれ、働くもののいのちを最も大切にすべき労働組合として、彼らの苦労や苦悩に寄り添えなかったことに申し訳なく思うと同時に、二度と繰り返すことがないように何かをしなければならないと思い立った。

我が名水労は類まれな先輩たちの運動によって、充実した労働安全衛生活動が保障された恵まれた職場である。「だから、きっと大丈夫。」だと、そのことの「大切さ」と一方で「もろさ」を忘れかけていたのかも知れない。（私自身、安全衛生委員会を「公務を理由」に何度か欠席をしたことがある。）また、定例の会議への出席がマンネリでつまらなく感じたりもしていた。今思えば、このような私の姿勢が幾多の苦労を乗り越え積み上げてきた職場の安全衛生活動を一瞬で失ってしまうことにつながりかねないことにはっとした。

職場の安全衛生活動は労働組合だけでは担うことはできない。今回の悲しい出来事に際し、名水労はもう一方の当事者である上下水道局に対し、団体交渉と中央安全衛生委員会で異例の働きかけを行った。それは「すべての職員がいきいきと働くことができる職場づくりを初心に帰り共にめざそう」という労働組合からの強い決意を示したものに他ならない。

イマドキの若者の話に戻そう、誰よりもとは言わないまでも、若い仲間と話をするチャンネルを持ってきたつもりだが、プライバシーまで突っ込むと「嫌われるかも」と自制をしてきた。（それなりの気配りと思っていた）それでは彼らの本当を知ることができないと考え、敢えて前置きをして突っ込んだ話をするようになった。（思い起こせば先輩たちは土足で私のプライバシーまで侵入してきたものである）それまで、話す機会が少なかった職場のことや経済的なことまでも話をしてくれる若者が増えてきた。仕事上の困難や私のような先輩との付き合い方など、私の世代とは違った感覚があることを受け入れられるようになってきた。

もう一つ私たちの世代との違いがある。彼らの多くは奨学金の返済など経済的な難しさを抱えている。恵まれた「勝ち組」と思っていた彼らは、現実には社会的な問題を押し付けられている気の毒な世代であることにもようやく気付かせてもらった。

労働組合は働くもののいのちと権利を守るのが使命なはずだ。私に職場の大切さと労働運動の基本を教えてくれた先輩に対して失礼がないよう、仲間の声に耳を傾け、愚直に取り組みを続けたい。



1月～3月の日程

月 日	時間	事 項	場 所
1月5日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
1月5日(月)	15:00	ユニオンと連帯する市民の会	全港湾
1月8日(木)	18:30	愛知健康センター理事会	労働会館 2階会議室
1月10日(土)	13:00	愛労連新春学習会	白鳥 名古屋国際会議場
1月14日(水)	8:00	新日鐵裁判所宣伝	
1月19日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
1月25日(日)	10:30	ホームに可動柵を宣伝	金山総合駅南
1月27日(火)	13:30	労働講座(愛知県主催)	県庁三の丸庁舎8F大会議室
1月31日(土)～2月1日(日)		全国過労死を考える家族の会事務局会議	
2月2日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
2月3日(火)	13:00	吉田裁判を支援する会打合せ	
2月7日(土)	11:00	名古屋過労死を考える家族の会総会	労働会館 2階会議室
2月8日(日)	10:30	ホームに可動柵を宣伝	金山総合駅南
2月16日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
2月21日(土)	14:00	アスベスト対策愛知連絡会第7回総会	労働会館 2階会議室
3月2日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
3月8日(日)	10:30	ホームに可動柵を宣伝	金山総合駅南
3月14日(土)～15日(日)		地方センター交流集会(愛知担当)	岐阜ホテルパーク
3月16日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
3月28日(日)	10:00	東海セミナー	J R岐阜駅ビル会議室
3月30日(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所

お知らせ

第7回 総会 アスベスト対策愛知連絡会

日 時：2015年2月21日 13:30～16:00

会 場：労働会館 本館会議室 2階会議室

記念講演：アジアにおけるアスベスト禁止運動について

講 師：古谷杉郎さん(全国労働安全衛生センター連絡会議 事務局長)

議 事：情勢・経過報告、運動方針、会計報告など

目 次			
新年の挨拶	1	過労死等防止推進シンポジウム	2
過労死110番	4	地下鉄6番町駅アスベスト飛散	4
全国センター総会	5	韓国映画「もう一つの約束」をみて	6
「ともにあゆむ裁判」勝利的和解	7	うつ病の話 メンタル疾患の知識	8
職場の労安 全港湾	10	県信鈴木裁判 勝利報告	11
アイシン吉田裁判	12	現代労働負担研究会in神戸	13
裁判の日程	14	エッセイ 若い仲間と突っ込んだ話を	15
1～3月の日程	16	お知らせ・目次	16